# Ⅵ　財務書類４表

## １　財務書類４表について

本市では、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成２７年１月総務省）に基づき、財務書類４表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しています。

（１）作成の基準日

令和７年３月３１日（令和６年度末）

ただし、出納整理期間内（令和７年４月１日～令和７年５月３１日）の現金出納は、基準日までに終了したものとして処理しています。

（２）財務書類の対象となる団体（会計）

財務書類を一般会計等、全体、連結に区分し財務書類を作成します。

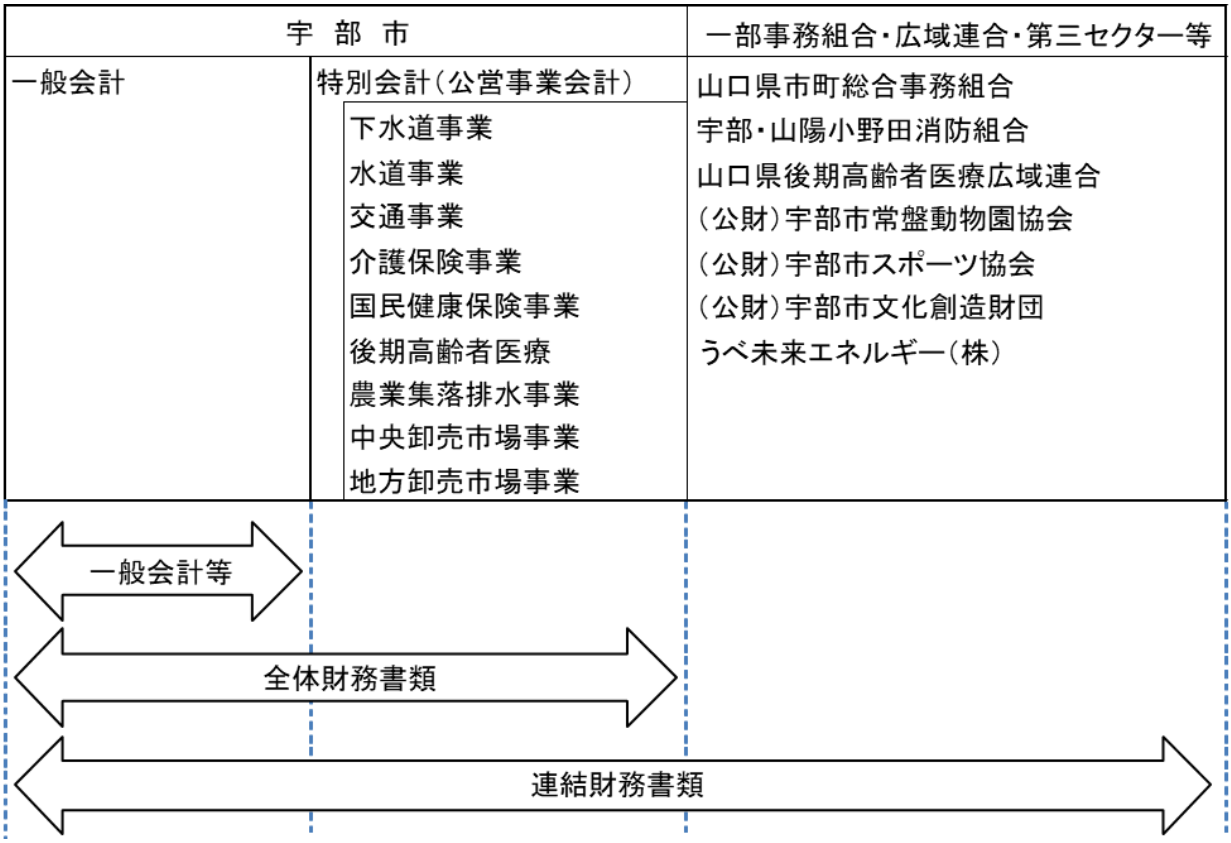


※　全体及び連結財務書類については、令和８年３月３１日までに作成予定です。

（3）財務書類の相互関係

財務書類４表の相互関係は下記のとおりです。

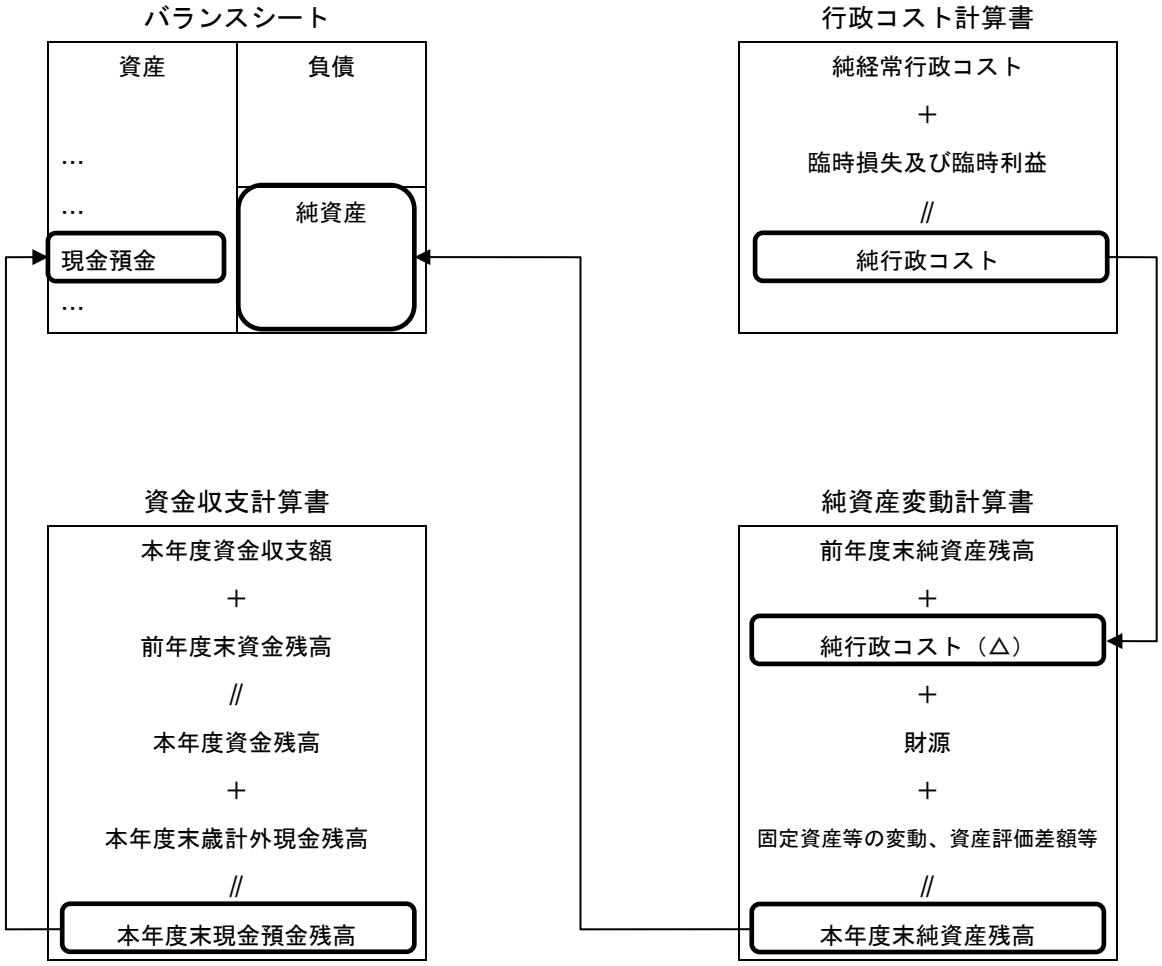


（4）統一的な基準による財務書類とは

財務書類は、自治体における単式簿記による現金主義会計を補完し、現金主義会計では把握しにくかった、ストック情報やコスト情報を見える化するものです。

複式簿記による発生主義会計の概念を取り入れ作成し、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の４表からなります。

従来、決算統計データを活用して本市で作成していた総務省方式改定モデルの財務書類との主な相違点は、①伝票単位で複式仕訳を導入、②固定資産台帳の整備、③自治体ごとに様々だった基準の統一（比較可能性確保）の３点です。

より精緻なストック情報（資産と負債）や（現金支出を伴わないコストを含むフルコストでの）フロー情報によって、

「バランスシート」では、

住民サービスを提供するために保有する資産と、それをどのような財源で賄うのかを、

「行政コスト計算書」では、

資産形成に結びつかない行政サービスに係る費用と当該サービスの直接の対価として得られる受益者負担の状況などを明確にしていくことができます。